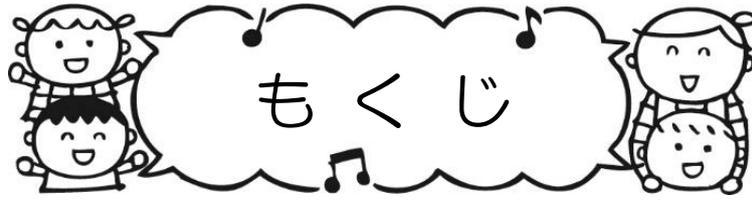


令和7年度  
児童クラブ利用のご案内



安曇野市教育委員会子ども家庭支援課



児童クラブ利用のご案内

1	児童クラブとは	1
2	児童クラブについて	1
3	来所及び帰宅の方法について	2
4	受入学年・受入場所について	2
5	申請条件について	3
6	入所にあたり必要な書類について	5
7	入所申請から入所までの日程について	6
8	定員を超えた場合等の審査基準について	8
9	負担金額の決め方について	8
10	負担金額について	9
11	延長保育利用について	9
12	負担金の納入方法について	10
13	口座振替依頼書について	10
14	就労状況や利用形態等の変更の届出について	11
15	退所について	11
16	児童クラブ一覧	12

その他の事業について 13

ファミリー・サポート・センター

病児・病後児保育室「あづみのキッズ・けあるーむ」

放課後等デイサービス・日中一時支援事業

記入例

児童クラブ入所申請書（表面）	14
児童クラブ入所申請書（裏面）	15
就労証明書	16
農業・自営業に係る従事証明書（自営業記入例）	18
農業・自営業に係る従事証明書（農業記入例）	19
農業の作付面積について	20
診断書	21
〈参考資料〉児童クラブ入所基準点数表	22
よくあるご質問	23

# ■ 児童クラブ利用のご案内 ■

## 1 児童クラブとは

児童クラブとは放課後、土曜日及び休校日に、就労等の事情により保護者（※1）等が家庭にいない小学校児童の保護及び健全育成を図るために設置するもので、市内の児童に放課後の安全な居場所を提供するものです。利用形態は、通年利用と長期利用の2種類があります。

（※1、詳細は「5 申請条件について」3ページを参照）

## 2 児童クラブについて

登録利用期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（1年ごと申請）	
利用形態	通年	<ul style="list-style-type: none"><li>平日放課後</li><li>土曜日</li><li>長期休み（夏休み等）</li><li>振替休校日</li></ul> ※通年の利用には条件があります。詳細は「5 申請条件について」3ページ参照
	長期	<ul style="list-style-type: none"><li>長期休み（夏休み等）</li><li>振替休校日</li></ul> ・授業が4時限以下（午前中）で終了する日の内、あらかじめ決まった20日間（※利用可能日のお知らせは3月ごろ、学校年間予定表が出てからとなります。）
開設日時	<ul style="list-style-type: none"><li>平日…学校終了時から午後6時まで</li><li>土曜日、夏休みなどの長期休み、その他の休校日（振替休校日） …午前8時30分から午後6時まで</li></ul>	
休日	<ul style="list-style-type: none"><li>日曜日及び祝日</li><li>8月13日から16日（お盆）</li><li>12月29日から翌年の1月3日（年末年始）</li></ul>	
延長保育	<ul style="list-style-type: none"><li>午前8時から（学校休校日に限る）</li></ul> （※市社会福祉協議会の協力により、午前7時30分からも早朝保育を受け付けています。） <ul style="list-style-type: none"><li>午後7時まで（お迎えに来る時間です。）</li></ul> ※延長保育の利用には別料金がかかります。（詳細は「11 延長保育利用について」9ページ参照）	

### 3 来所及び帰宅の方法について

来所	学校の授業日は基本的に徒歩とする。(休校日…保護者等による送迎)
帰宅	保護者の迎えによるものとする。 保護者以外の方が迎えにくる場合は、保護者の方が事前に連絡してください。

### 4 受入学年・受入場所について ( 予 定 )

受け入れ場所(児童館・分室等)は入所決定後に決まります。

また、同じ学年でも利用形態により受け入れ場所が異なる可能性があります。

児童クラブ名	受入学年	受入場所	土曜日受入場所
豊科南小児童クラブ	1～4年	豊科南小学校内	高家児童館
豊科南小児童クラブ 第1分室		高家児童館	
豊科北小児童クラブ	1～6年	南穂高児童館	南穂高児童館
豊科北小児童クラブ 第1分室		豊科北小学校内	
豊科東小児童クラブ	1～6年	豊科東小学校内	高家児童館
穂高南小児童クラブ	1～6年	穂高中央児童館	穂高中央児童館
穂高南小児童クラブ 第1分室、第2分室		穂高南小学校内	
穂高西小児童クラブ	1～6年	穂高西部児童館	穂高西部児童館
穂高西小児童クラブ 第1分室、第2分室		穂高西小学校内	
穂高北小児童クラブ	1～6年	穂高北部児童館	穂高北部児童館
穂高北小児童クラブ 第1分室		穂高北小学校内	
三郷小児童クラブ	1～4年 (長期のみ5年 まで受入)	三郷児童館	三郷児童館
三郷小児童クラブ 第1分室		三郷小学校内	
三郷小児童クラブ 第2分室		三郷文化公園体育館内	
堀金小児童クラブ	1～6年	堀金児童館	堀金児童館
明南小児童クラブ	1～6年	明南小学校内	明科児童館
明北小児童クラブ	1～6年	明北小学校内	

## 5 申請条件について

児童クラブは放課後、土曜日及び休校日に、就労等の事情により ※保護者等 が家庭にいない小学校児童の保護及び健全育成を図るために設置するものです。よって、保護者等（祖父母等を含む）が家庭にいる児童は対象になりません。

→ 祖父母の条件は、次ページのフローチャートをご覧ください。

### ※重要【証明書提出が必要な範囲】

児童クラブでいう「保護者等」は以下の通りです。

- ① 父母
- ② 同居祖父母（75 歳未満）
- ③ 児童が通う小学校の通学区内に居住している祖父母（75 歳未満）
- ④ その他同居人 に該当する方  
→例：兄の兄姉（18 歳以上。ただし在学中の場合は除く）、事実婚相手、パートナー、同居の叔父叔母 等

※令和7年度中に75歳を迎える場合は保護者等に含みません。

→ 必要書類は 「6 入所にあたり必要な書類について」5ページへ

### 《通年利用を希望する方へ》

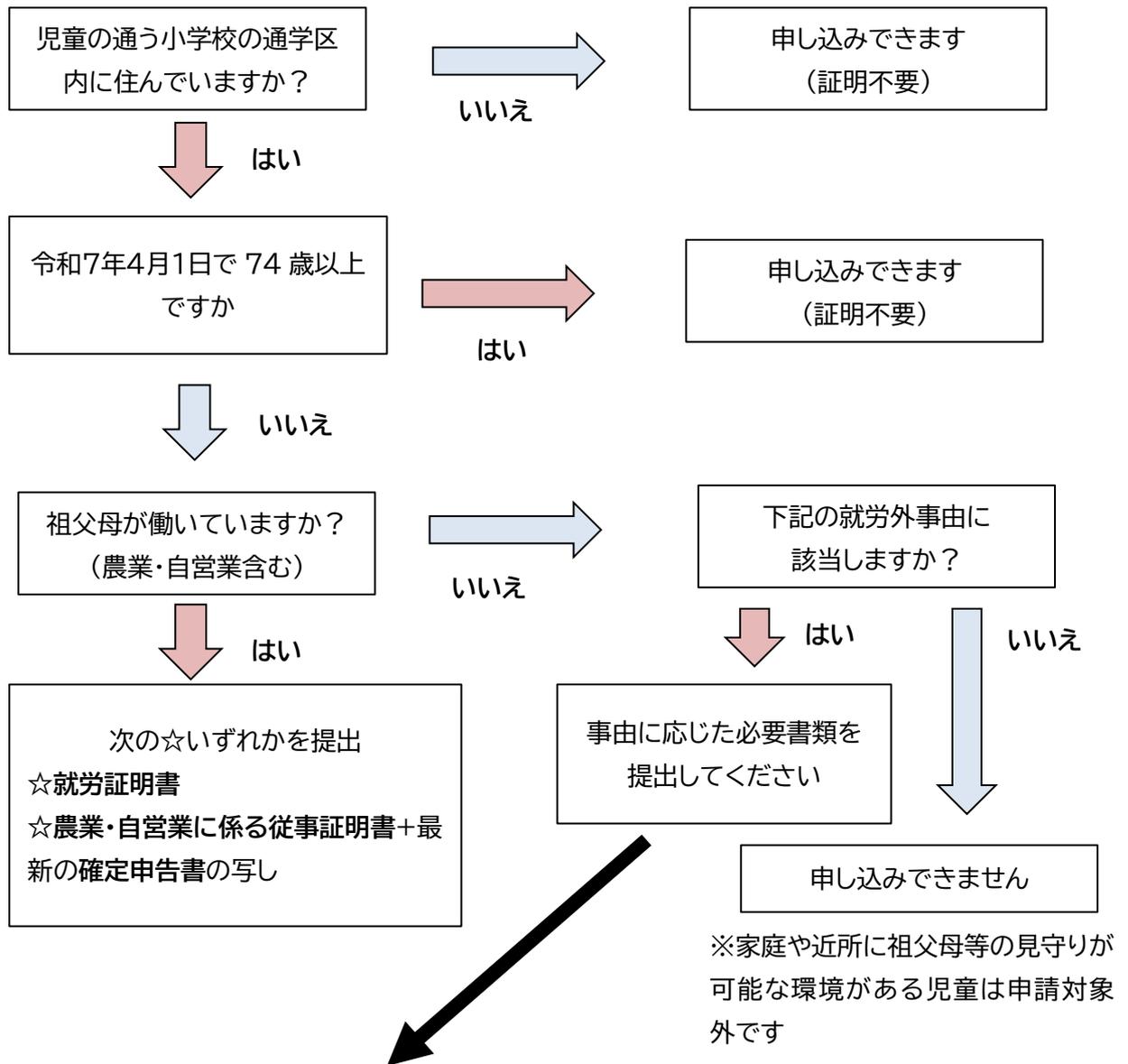
保護者等の勤務終了時間が、児童の帰宅時間以前の場合（概ね午後3時）は、通年利用ができません場合があります。申込時にご相談ください。

### 《心身に障がいのある児童の利用について》

心身に障がいのある児童の方のご利用については、認定こども園等及び小学校の普段の生活状況等により、安全の確保や、受入れが可能であるかの検討をいたしますので、申請時にご相談ください。（ただし、受入れできない場合や、受入れ後に放課後等デイサービスのご案内をさせていただく場合もありますので、予めご了承ください。）

また、医療的ケアを必要とする児童でご利用を検討されている場合においても、安全にご利用いただくことが可能であるか検討をいたしますので事前にご相談お願いいたします。

## ■祖父母の条件について



## 【就労外事由】

事 由	必要書類
傷病・入院	医師の診断書（※1）、入院期間を証明する書類
介護	介護保険被保険者証の写し（※2） （名前・要介護区分・認定期間のわかるページ）
障がい	身体障害者手帳、療育手帳 などの写し （名前・等級・有効期間のわかるページ）
就学	在学証明書 及び カリキュラム
災害復旧	罹災証明

※1 医師の診断書（整骨院は不可）は、児童の見守りができないことが証明されていること。  
診断書に上記の記載がない場合は、受付できません。

※2 更新期間と重なり有効期間が切れている場合は、更新後、手元に交付されたところで写しをご提出ください。更新により認定されなかった場合は該当事由以外の証明書が必要になります。

## 6 入所にあたり必要な書類について

### ① 児童クラブ入所申請書

1年ごとの登録となりますので、現在児童クラブに入所されている児童も申請が必要となります。申請書は児童1人につき1部ずつ必要です。(※裏面 祖父母の欄も必ず記入してください。)

なお、申請書の年齢、学年等については令和7年4月1日を基準に記載してください。

※祖父母が令和7年度中に75歳を迎える場合は就労証明書等の提出は不要です。

### ② 家庭で児童の見守りができないことを証明する書類

利用事由	内容	必要書類
就労	会社等での就労 ※労働の対価が発生しない「手伝い」などは認められません。	<ul style="list-style-type: none"> <li>就労証明書（市児童クラブ様式）</li> </ul> ※勤務時間が明確に記載された就労証明書に限ります。 ※就労先証明欄が手書きの場合は受け付けることができません。事前に問い合わせください。 （詳細は「就労証明書記入例」16ページを参照）
	農業、自営業等	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業・自営業に係る従事証明書（市児童クラブ様式）</li> <li>確定申告書の写し</li> </ul> （令和6年中に起業し、確定申告をしていない方は、税務署に提出した「個人事業の開業届出書」の写し）
疾病等	傷病、入院	<ul style="list-style-type: none"> <li>医師の診断書、入院期間を証明する書類</li> </ul> (注)傷病を理由に申請する場合は、医師の診断書に <u>児童の見守り</u> が出来ないことが証明されていることを確認してください。診断書に上記の記載がない場合は受け付けません。また、整骨院の証明書は受け付けません。
	介護（要介護認定者を介護する場合のみ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険被保険者証の写し</li> </ul> ※施設に入所されている方は該当しません。
	障がい	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳、療育手帳などの写し</li> </ul>
就学	大学、専門学校等に在学 または職業訓練校に通学	<ul style="list-style-type: none"> <li>在学証明書 及び カリキュラム</li> </ul>
災害復旧		<ul style="list-style-type: none"> <li>罹災証明</li> </ul>

・兄弟姉妹で利用する場合、2人目以降の証明は写しの添付で可能です。

・祖父母の住所が児童の通っている小学校の通学区域内にある場合は、児童の見守りが出来ないことの証明書類を提出してください。ただし、令和7年度中に75歳を迎える場合は不要です。

※ 必要に応じて確認の連絡をする場合や、追加で書類を提出していただく場合があります。

※ 申請内容が事実と異なることが判明した場合は、入所を許可できません。また、入所決定後は入所を取り消すことがあります。

★ アレルギーのある児童については、申請書と一緒に「アレルギー状況表」を提出してもらうか、医師からの指示書に従い対応しますが、入所ができない場合もありますので、予めご了承ください。（小学校に指示書を提出する場合は、その写しを提出してください。）

## 7 入所申請から入所までの日程について

### (1) 入所申請受付期間

令和6年9月24日(火)～10月18日(金)

※書類がすべて揃っていない場合は受付できません。

### (2) 受付場所、受付時間

① 子ども家庭支援課 児童青少年係 市役所1階17番窓口

午前8時30分 から 午後5時15分 (土日祝日を除く)

② 利用を希望する児童館(児童クラブ) ※下記一覧参照

午前9時30分 から 午後6時(日、祝日除く)

(注) 申込書類を児童クラブへ提出される場合、各児童クラブ分室には事務室がなく、書類の適切な保管ができません。個人情報保護のために各児童館へ直接ご提出ください。分室では受け付けをしません。

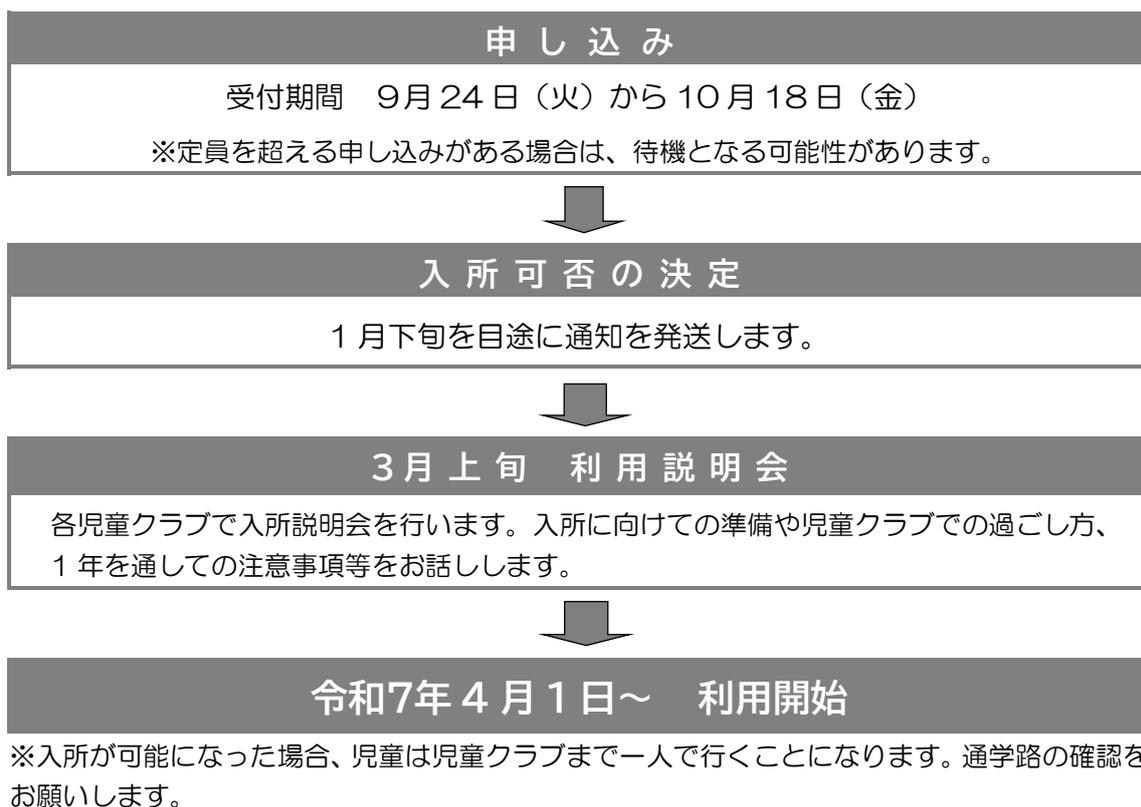
児童クラブ名	申請書受付場所詳細		
	児童クラブ開始前	児童クラブ開始後	土曜日受付
豊科南小児童クラブ	高家児童館		
豊科南小児童クラブ第1分室			
豊科北小児童クラブ	南穂高児童館		
豊科北小児童クラブ第1分室			
豊科東小児童クラブ	高家児童館	・高家児童館 ・豊科東小児童クラブ	高家児童館
穂高南小児童クラブ	穂高中央児童館		
穂高南小児童クラブ第1・2分室			
穂高西小児童クラブ	穂高西部児童館		
穂高西小児童クラブ第1・2分室			
穂高北小児童クラブ	穂高北部児童館		
穂高北小児童クラブ第1分室			
三郷小児童クラブ	三郷児童館		
三郷小児童クラブ第1・2分室			
堀金小児童クラブ	堀金児童館		
明南小児童クラブ	明科児童館		
明北小児童クラブ			

※各分室については「4 受入学年・受入場所について」2ページの表を参照ください。

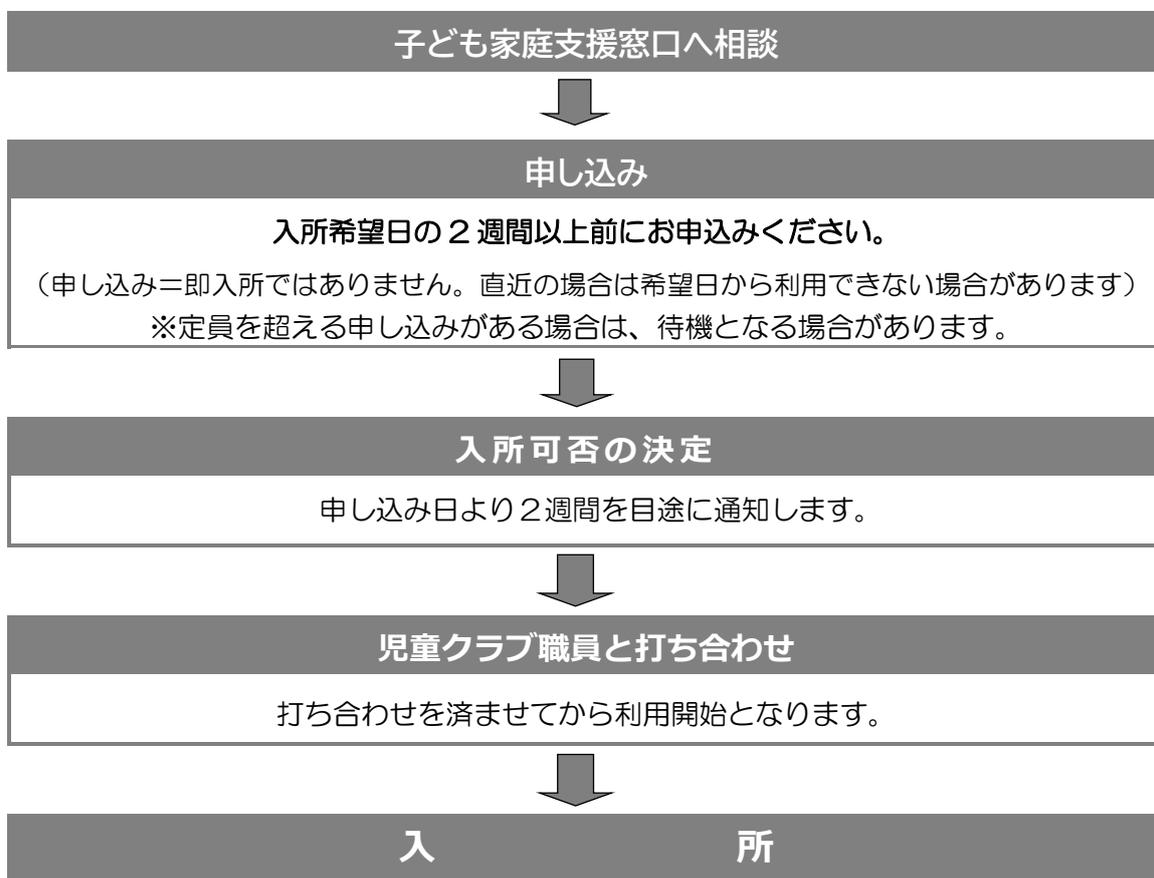
・長期休業中のみ利用を希望される方の申請も、同期間に受け付けを行います。

・児童クラブでは申請書の受け付けのみ行い、審査は市役所子ども家庭支援課で行います。

(3) 申し込みから入所までの流れ



(4) 令和7年4月1日（火）以降に申し込みをした場合



## 8 定員を超えた場合等の審査基準について

今回の受付期間内（令和6年9月24日～10月18日）に提出いただいた申請書、添付書類及び課税資料や認定こども園、小学校等への生活状況等の確認により入所の可否を審査いたします。定員を超えた申し込みがあった場合は、入所基準点数表により点数の高い方から順に入所の決定をしていきます。よって、申請条件が揃っている方でも入所をお待ちいただくことがあります。

また、「長期利用」の申請をされた場合、希望の児童クラブをご利用いただけないことがありますので、予めご了承ください。

なお、10月19日（土）以降の提出については、提出日付ごとに入所の受付・決定をいたします。同日の場合は、入所基準点数表の点数の高い方から順に入所の決定をいたします。

## 9 負担金額の決め方について

児童クラブの負担金額は、原則として児童の保護者（父母）の令和7年度（令和6年分）の住民税にもとづき決定いたします。

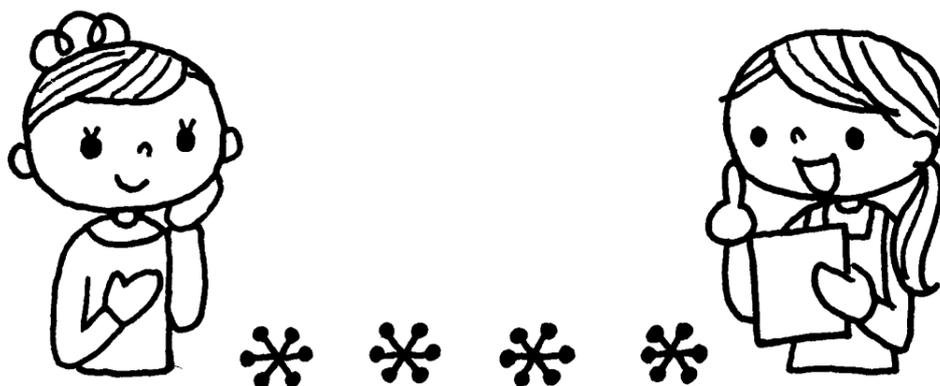
4～6月の負担金額は、令和6年度（令和5年分）課税額により仮に算定します。その後、6月の住民税確定後に行う本算定により、令和7年度児童クラブ利用負担金額の正式決定となります。過不足があった場合は7月以降分で調整いたします。なお、負担金額が変更となる場合のみ変更通知を送付します。

※ 6月の本算定後に申告等により住民税が変更になった場合は、必ず子ども家庭支援課児童青少年係へお知らせください。

### ○ 令和7年1月2日以降に安曇野市に転入される方へ

前住所地（令和7年1月1日時点での住民登録地）で発行される令和7年度（令和6年分）所得課税扶養証明書を後日提出していただきます。提出時期につきましては、6月ごろ市より通知いたします。

なお、4月～6月は、【仮負担金額 3,000円/月額、240円/日額】と仮設定させていただきます。所得課税扶養証明書提出後、本算定を行い、過不足があった場合は7月以降分で調整いたします。



## 10 負担金額について

世帯の区分	負担金額	
	月額（通年利用）	日額（長期利用）
保護者が生活保護法による被保護者である場合	0円	0円
保護者の当該年度分の市町村民税等の合算額が非課税の場合 ※1	1,500円	120円 (上限額 1,500円/月)
その他の場合の保護者	3,000円	240円 (上限額 3,000円/月)

・2人以上利用する場合は、同一の利用形態で利用する2人目以降は半額となります。ただし、長期の方は、半額対象となる子の上の子の利用がない場合は、半額にはなりません。

（例：4月春休みに兄利用なし。弟のみが利用→弟決定額は¥120/日だが、兄利用ないため¥240/日で請求）

◎延長保育料は半額にはなりません。

・通年利用の人が月の途中で入所または退所した場合のみ、開所日数に日額を掛けて負担金を計算します。通常は、利用されない日があった場合でも日額計算は行いません。

★**長期利用を利用される場合の負担金の算出については、利用申請日数(事前に提出します)に長期日額をかけて算出します。利用されない日があった場合でも返金いたしません。**

※1 保護者の当該年度分の市町村民税等の合算額が、次の計算式で0円以下となった場合、保護者が生活保護法による被保護者に該当しないときは、合算額が非課税の保護者であるものとみなします。「当該年度分の保護者の市町村民税等の合算額-(前年の12月31日において0歳から15歳までの扶養人数×33万円+前年の12月31日において16歳から18歳までの扶養人数×12万円)×0.1」

## 11 延長保育利用について

延長保育を希望する場合は、児童クラブ延長保育申請書の提出で、**30分につき月額500円**で利用できます。利用する月の負担金額に下記料金が加算されます。

突発的に延長保育を利用する場合は、**突発保育利用料が1回30分につき500円**かかります。

なお、突発の利用料は、翌月末日までに口座振替又は納付書でお支払いいただきます。

	時間	料金
早朝保育 (午前7時30分～)	※1) 午前7時30分～午前8時29分(59秒)	500円/月(突発500円/回)
延長保育 (午後6時～)	～午後6時29分(59秒)	500円/月(突発500円/回)
	※2) ～午後6時59分(59秒)	1,000円/月(突発1,000円/回)

※1)市社会福祉協議会の協力により、午前7時30分から午前8時も早朝保育を受付け、料金は発生していません。

※2)午後6時30分(00秒)からは1時間の延長となります。

※お迎えは**必ず午後7時まで**にお願いします。この時間を過ぎてのお預かりは行いません。

また、利用時間が午後7時を超えることが頻繁にある方は利用をお断りすることがあります。

## 12 負担金の納入方法について

納入方法	内容
口座振替	銀行や農協・郵便局等で口座登録後、毎月月末（土・日・祝日の場合は翌営業日）に指定の口座から引き落とします。  （詳細は「13 口座振替依頼書について」を参照）  ※残高不足で引き落としができなかった場合は、翌月以降に現金納付となります。
現金による納入方法	納期月の毎月月末（土・日・祝日の場合は翌営業日）までに、市が発行する納付書でお近くの金融機関か、市役所1階会計窓口または各支所会計窓口で納入してください。

○児童クラブ利用者負担金納入通知書予定配付日について

通年利用の方は負担金納期限の10日前までに、児童クラブより納入通知書をお渡しします。

また、長期利用の方は、児童クラブより手渡し または 郵送します。

**※ 児童クラブ利用料を滞納している方は、利用ができなくなる場合があります。**

## 13 口座振替依頼書について

◎市では口座振替による納付を推奨しています。

各金融機関等を通じての口座振替をお申込みいただくと、各納期のたびにお出かけになる必要がなく納期ごとに引き落とされますので、確実に納付することができます。

口座振替依頼書は、決定通知書に同封いたしますので、必要事項を記入、金融機関届出印を押印して、希望する金融機関 または 安曇野市役所子ども家庭支援課（1階17番窓口）へ提出してください。※児童館・児童クラブでは受け付けていません。

ただし、ゆうちょ銀行の口座振替依頼書は直接郵便局窓口へ提出してください。

還付金の振込口座としても使いますので、ご承知ください。

**※「口座振替依頼書」の納税・納入義務者は、「入所決定通知書」の保護者氏名と同一にしてください。**

（違っていた場合は再提出となります。）

※兄弟姉妹で口座登録をしたことがある方は、口座登録の解約や氏名住所等の変更がない限りその時の口座が利用できますので、同じ口座から引き落としを希望する場合は提出の必要はありません。

※口座振替の開始には、金融機関等の受付けから1カ月から2カ月程かかります。口座振替を利用する方は、おおよそ1カ月前にはご提出ください。

※ネット銀行など一部口座振替ができない金融機関があります。事前にご確認ください。

（例、楽天銀行など。また、農協の取扱先は、あづみ農協と松本ハイランドのみです。）

## 14 就労状況や利用形態等の変更の届出について

入所後に、住所、勤務先の変更や家庭の状況等の入所申請書の記載内容が変わった場合は、変更する日の10日前までに「変更届」を通所している児童クラブまたは子ども家庭支援課児童青少年係まで、速やかに提出してください。

・利用形態の変更（通年利用から長期利用）など負担金額に変更がある場合は、提出のあった月の翌月から変更します。

また、「退所」の取り扱いを準用し、開所日数に日額をかけて負担金を計算します。

・勤務先に変更があった場合は「変更届」と「就労証明書」を一緒に提出してください。

## 15 退所について

年度途中で退所する場合は、退所する日の10日前までに「退所届」を通所している児童クラブまたは子ども家庭支援課児童青少年係まで、速やかに提出してください。

※「退所届」の提出がない限り負担金がかかります。



## 16 児童クラブ一覧

R6.9.1 現在

児童クラブ名	電話番号	運営している児童館	通学区分
豊科南小児童クラブ	72-5685	高家児童館 72-5685	豊科南小学校
	児童クラブ開所時間帯 87-8087		
豊科南小児童クラブ 第1分室・第2分室	72-5685		
豊科北小児童クラブ	71-5150	南穂高児童館 71-5150	豊科北小学校
豊科東小児童クラブ	72-5685	高家児童館	豊科東小学校
	児童クラブ開所時間帯 88-8617		
穂高南小児童クラブ	84-0762	穂高中央児童館 84-0762	穂高南小学校
穂高南小児童クラブ 第1分室・第2分室	児童クラブ開所時間帯 090-3343-0492		
穂高西小児童クラブ	82-2527	穂高西部児童館 82-2527	穂高西小学校
穂高西小児童クラブ 第1分室	児童クラブ開所時間帯 070-4452-7787		
穂高西小児童クラブ 第2分室	児童クラブ開所時間帯 070-3076-8343		
穂高北小児童クラブ	83-5494	穂高北部児童館 83-5494	穂高北小学校
穂高北小児童クラブ 第1分室	児童クラブ開所時間帯 88-3357		
三郷小児童クラブ	76-0185	三郷児童館 76-0185	三郷小学校
三郷小児童クラブ 第1分室	児童クラブ開所時間帯 77-2001		
三郷小児童クラブ 第2分室	児童クラブ開所時間帯 090-3343-0246		
堀金小児童クラブ	71-2122	堀金児童館 71-2122	堀金小学校
明南小児童クラブ	62-2482	明科児童館 62-2482	明南小学校
明北小児童クラブ	児童クラブ開所時間帯 080-8810-9711		明北小学校

## 【その他の事業について】

### ○ 安曇野市ファミリー・サポート・センター

子育て中に子どもを見る人がいなくて困ったことはありませんか？

子どもの発熱や、急な出張・・・でもお仕事が休めない・・・こんな悩みはありませんか？

「安曇野市ファミリー・サポート・センター」は、子育てに手助けが必要な会員と、手助けが出来る会員とをつないで地域で安心して子育てをするための助け合い活動を推進する事業です。

病気の子どもや、当日の急な子どものお預かりにも対応しサポートいたします。

- ・ 問い合わせ：安曇野市社会福祉協議会 地域福祉課 子育て支援係
- ・ 電話：0263-71-1125

### ○ 安曇野市病児・病後児保育室「あづみのキッズ・けある～む」

病児・病後児保育は、医療機関受診後のお子さんで病気の回復期前または回復期にある場合に、就労等の理由により、保護者が家庭で保育できない場合などに、児童をお預かりする制度です。

- ・ 実施場所：安曇野赤十字病院（安曇野市豊科 5685 番地）
- ・ 電話：0263-72-0082（直通）

### ○ 放課後等デイサービス・日中一時支援事業

発達に心配のある学齢児に対して、放課後や長期休業中の活動を提供し、生活習慣や社会性などの発達を促す働きかけを行います（療育ともいわれています）。

利用するには条件があり、手続きが必要になります。利用を検討する場合は事前にご相談ください。

- ・ 問い合わせ：安曇野市福祉部 障がい者支援課 支援給付担当
- ・ 電話：0263-71-2083



様式第1号(第4条関係)

児童クラブ入所申請書

(新規・継続)

申請日 令和6年9月20日

(宛先) 安曇野

申請者・保護者は同一人で、主たる生計維持者(収入の多い方)を記載してください。継続...昨年度と同様の保護者を記載。

申請者(保護者)氏名 安曇野 太郎

豊科北小 児童クラブ(通年利用)・長期利用(長期のみ利用)入所したいので、下記のとおり申請します。

Table with contact information:フリガナ (アヅミノ タロウ), 保護者氏名 (安曇野 太郎), 緊急連絡先 (1母 090-1234-5678, 2父 090-4321-8756, 3自宅 0263(71)2000), 職場連絡先 (0263-12-3456, 0263-98-7654)

Table with child information:フリガナ (アヅミノ イチロウ), 児童氏名 (安曇野 一郎), 性別 (男), 生年月日 (平成30年6月), 備考 (新一年生は必ず記入してください。)

Table with address information:住所 (〒399-8201 安曇野市豊科南穂高123456-78), 区名 (成相), 備考 (該当する項目全てに☑を記入してください。)

Table with school information:学校名 (豊科北小), 学年・組 (1年組)

Table with application period:入所希望期間 (令和7年4月1日 ~ 令和8年3月31日), 迎えに来る時間 (午後6時 分頃)

Table with utilization days:利用希望曜日 (☑月 ☑火 ☑水 ☑木 ☑金 ☐土), 不定期利用の場合 (週 日利用見込み)

Table with reasons for application:入所希望理由 (☑就労により保育する者がいない, ☑家族の介護、看護のため保育できない, ☑高齢(75歳以上)のため保育できない)

Main table for family status: 児童の家庭状況. Columns includeフリガナ, 氏名, 続柄, 生年月日, 年齢, 勤務先・通学(園), 出勤(登校)時間, 通勤(通学)時間, 備考. Includes notes about school and kindergarten enrollment.

入所審査及び負担金算定に必要な保護者の課税資料等を閲覧することに同意します

保護者氏名 安曇野 太郎 (印)
保護者氏名 安曇野 花子 (印)

- ①就労証明 ②従事証明+確定申告書写し ③医師の診断書 ④介護保険証、障がい者手帳等写し ⑤求職活動証明書 ⑥その他

※1 現在通園している園児のみ記入してください。
※2 申請書は、入所希望年度の4月1日での年齢、学年で記入してください。
(注) 申請書を訂正する場合は、必ず二重線で抹消し、申請者印と同一の訂正印を押印してください(修正テープ・修正液は使用不可)。

児童の健康状況等に関する調（該当する場合は✓を記載してください。）

<input checked="" type="checkbox"/> 疾病 ・ 障がい等で診断あり      診断名（ <b>注意欠陥多動性障害</b> ） <input type="checkbox"/> 身体 ・ <input type="checkbox"/> 知的 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 発達 <input type="checkbox"/> 身体障がい者手帳あり      級 <input checked="" type="checkbox"/> 療育手帳あり <input type="checkbox"/> A ・ <input checked="" type="checkbox"/> B	
<input checked="" type="checkbox"/> 特別支援学級へ在席または認定こども園等で加配あり	<input checked="" type="checkbox"/> 食物アレルギーあり
<input type="checkbox"/> 健康上で配慮が必要（アレルギー、通院中の病気、身体面など）	<input type="checkbox"/> 生活面で配慮が必要（身辺自立など）
<input checked="" type="checkbox"/> 集団場面で配慮が必要（行動の特徴、お友達との関係など）	<input checked="" type="checkbox"/> その他、園や学校、家庭で配慮されている
上記項目に該当がある場合はその詳細をご記載ください。 <b>注意欠陥多動性障害で療育手帳の交付を受けており、こども病院に定期的に通院しています。保育園では加配の保育士が付いており、周囲の子どもとのトラブルも多く配慮が必要。乳製品についてアレルギーがあります。</b>	
特になしの場合は「なし」と記入してください。      必ず記入してください。	
かかりつけ病院      ●●クリニック	3456      血液型      A型      平熱      36.5℃

父親・母親の状況について（該当する箇所に✓を記入し、証明書を添付すること。）

項目	父親の状況	母親の状況
保育できない理由	<input type="checkbox"/> 75歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 就労中 <input type="checkbox"/> 疾病あり <input type="checkbox"/> 親族の介護・看護等 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 75歳以上 <input checked="" type="checkbox"/> 就労中 <input type="checkbox"/> 疾病あり <input type="checkbox"/> 親族の介護・看護等 <input type="checkbox"/> その他
疾病等の状況	<input type="checkbox"/> 疾病あり <input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 通院	<input type="checkbox"/> 疾病あり <input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 通院
親族の介護・看護等の状況	<input type="checkbox"/> 親族の看護・介護をしている。 <input type="checkbox"/> 看護 <input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	<input type="checkbox"/> 親族の看護・介護をしている。 <input type="checkbox"/> 看護 <input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
家庭状況等	<input type="checkbox"/> 母子・父子家庭 <input type="checkbox"/> 同居人あり <input type="checkbox"/> 単身赴任（ <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母） <input type="checkbox"/> その他（    ）	<input type="checkbox"/> 生活保護の適用あり

同居の祖父母の状況について（該当する箇所に✓を記入し、証明書を添付すること。）

項目	同居の祖父の状況	同居の祖母の状況
保育できない理由	<input type="checkbox"/> 75歳以上 <input type="checkbox"/> 就労中 <input checked="" type="checkbox"/> 疾病あり <input type="checkbox"/> 親族の介護・看護等 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 75歳以上 <input type="checkbox"/> 就労中 <input type="checkbox"/> 疾病あり <input checked="" type="checkbox"/> 親族の介護・看護等 <input type="checkbox"/> その他
疾病等の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 疾病あり <input checked="" type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 通院	<input type="checkbox"/> 疾病あり <input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 通院
親族の介護・看護等の状況	<input type="checkbox"/> 親族の看護・介護をしている。 <input type="checkbox"/> 看護 <input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	<input checked="" type="checkbox"/> 親族の看護・介護をしている。 <input type="checkbox"/> 看護 <input checked="" type="checkbox"/> 介護 <input checked="" type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居

同居していない祖父母の状況について（通学区内の場合は、証明書を添付すること。）

項目	氏名	年齢	住所・電話	祖父母の状況	添付書類	就労時間
父方	祖父		住所	<input type="checkbox"/> 同一通学圏内居住(該当の場合は下へ) <input type="checkbox"/> 75歳以上 <input type="checkbox"/> 就労中 <input type="checkbox"/> 疾病あり <input type="checkbox"/> 親族の介護・看護 <input type="checkbox"/> その他		<input type="checkbox"/>
	祖母		住所	<input type="checkbox"/> 同一通学圏内居住(該当の場合は下へ) <input type="checkbox"/> 75歳以上 <input type="checkbox"/> 就労中 <input type="checkbox"/> 疾病あり <input type="checkbox"/> 親族の介護・看護 <input type="checkbox"/> その他		<input type="checkbox"/>
母方	祖父		住所	<input type="checkbox"/> 同一通学圏内居住(該当の場合は下へ) <input type="checkbox"/> 75歳以上 <input type="checkbox"/> 就労中 <input type="checkbox"/> 疾病あり <input type="checkbox"/> 親族の介護・看護 <input type="checkbox"/> その他		<input type="checkbox"/>
	祖母	74歳	住所 安曇野市豊科4340 電話 (72)9999	<input checked="" type="checkbox"/> 同一通学圏内居住(該当の場合は下へ) <input checked="" type="checkbox"/> 75歳以上 <input type="checkbox"/> 就労中 <input type="checkbox"/> 疾病あり <input type="checkbox"/> 親族の介護・看護 <input type="checkbox"/> その他		<input type="checkbox"/>

※市記入欄 以下の欄には記入しないでください。

特記事項
<input type="checkbox"/> 長期について定員となったクラブを希望した場合、他のクラブを利用させていただくことを 保護者に説明のうえ、了承している。 <input type="checkbox"/> 営農者について、作付しない期間の預かりができないことを説明のうえ、了承している。(耕作しない期間 月～ 月) <input type="checkbox"/> 冬休止なし

就労者記入欄は、就労者が記入してください。勤務先名称は勤務地(派遣先)を記入してください。

記入例

# 就 労 証 明 書

兄弟併記可

## 就労者記入欄

フリガナ	アヅミノ タロウ	フリガナ	アヅミノ イチロウ ジロ
就労者氏名	安曇野 太郎	児童氏名	安曇野 一郎・次郎
就労者住所	〒 399-8201 豊科南穂高 123456-78	児童クラブ名	豊科北小児童クラブ
勤務先名称	〇〇〇〇株式会社 安曇野営業所	勤務先電話	0263 ( 81) 3111
勤務先住所	〒 399-8303 安曇野市穂高 123456-78	通勤時間	50 分

## 事業主記入欄

事業主記入欄は、事業主に記入してもらってください。

就労状況	<input checked="" type="checkbox"/> 現在就労している <input type="checkbox"/> 就労予定である（就労開始日 令和 年 月 日から） <input type="checkbox"/> 復職予定である（復 帰 日 令和 年 月 日から）		
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 正規（採用年月日 □昭和 <input checked="" type="checkbox"/> 平成 □令和 15年 4月 1日から） <input type="checkbox"/> 臨時・パート・アルバイト（雇用期間 年 月 日から令和 年 月 日まで） <input type="checkbox"/> 派遣社員・契約社員（契約期間 年 月 日から令和 年 月 日まで） <input type="checkbox"/> その他【具体的に】		
仕事の内容	<input type="checkbox"/> 事務 <input checked="" type="checkbox"/> 営業 <input type="checkbox"/> 販売 <input type="checkbox"/> 製造 <input type="checkbox"/> 建設 <input type="checkbox"/> 技術 <input type="checkbox"/> 運送 <input type="checkbox"/> 清掃 <input type="checkbox"/> その他		
勤務形態 (24時間表記)	<input checked="" type="checkbox"/> 固定勤務 <input type="checkbox"/> 変則勤務	<input checked="" type="checkbox"/> 月 <input checked="" type="checkbox"/> 火 <input checked="" type="checkbox"/> 水 <input checked="" type="checkbox"/> 木 <input checked="" type="checkbox"/> 金 □土 □日 8時 30分 ~ 17時 00分	就労規則による勤務時間です。
勤務日数	1週間 5日 1カ月 日	休日 <input checked="" type="checkbox"/> 固定 □月 □火 □水 □木 □金 <input checked="" type="checkbox"/> 土 <input checked="" type="checkbox"/> 日 <input type="checkbox"/> 変則 1週間 日 ・ 1カ月 日	
特記事項			

上記事項について、事実と相違がないことを証明します。

(宛先) 安曇野市教育委員会

派遣の方は派遣元です。

令和6年9月13日

所在地 東京都中央区 1234567-89  
 事業所名 〇〇〇〇株式会社  
 代表者名 〇〇〇〇 一郎  
 電話番号 1234 (56) 7890

※書き方は次ページへ

社印

個人の㊤ではありません

上記内容についての問い合わせ先	部 署	総務部 人事課 直通電話 1234 (56) 1234	担当者名	〇〇〇〇 九郎
-----------------	-----	--------------------------------	------	---------

## 注意事項

1. 会社・事業者の代表者名で証明してください。なお、支店等に勤務する場合は、支店長・営業所長の証明でも差し支えありません。
2. 証明書を訂正する場合は、必ず二重線で抹消し、証明者印と同一の訂正印を押印してください（修正テープ・修正液は使用不可）。
3. 訂正印の押印なく加筆修正された場合は、再提出をお願いすることがあります。
4. 本証明の裏付けとして所得状況について確認させていただきますので、会社・事業者は年末調整後に必ず給与支払い報告書を安曇野市（税務課）へ提出してください。また、場合によっては勤務先への照会をさせていただきます。
5. 上記内容が事実と異なる場合には、入所許可を取り消す場合があります。

# 就労証明書 事業所証明欄記入例

## ～OK例～

- ① PCでの印字 + 社印 or 担当者印

所在地	PCでの印字	社印 or 担当者印
事業所名		
代表者名		
電話番号		

- ② 会社作成のゴム印 + 社印 or 担当者印

所在地	ゴム印での押印 ※1か所でもゴム印なら可	社印 or 担当者印
事業所名		
代表者名		
電話番号		

- ③ 手書き + 社印

所在地	手書き	社印
事業所名		
代表者名		
電話番号		

※①～③以外の方法の場合はお問合せください。

## ～NG例～

- ① すべて手書き + 担当者印

所在地	すべて手書き	担当者 印
事業所名		
代表者名		
電話番号		

農業・自営業に係る従事証明書

就労者住所 安曇野市明科〇〇番地〇 氏名 〇〇 〇〇
( 明科 児童クラブ 児童名 安曇野 一郎 ・ 6歳)

1. 従事場所（具体的に）・耕作面積

従事場所 自宅及びその他
耕作面積（田・畑・果樹園・その他） a

2. 仕事の内容（具体的に）

〇〇の販売・配達
1ヶ月間に働く日数など就労状況がわかるように記入してください。

3. 就労状況

1ヶ月 22日・実働 1日 8時間（8時～19時）

4. 専従者給与

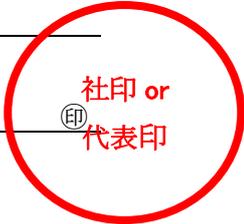
( 有 ・ 無 ) 円

上記のとおり従事している（従事予定である）ことを証明します。

(宛先) 安曇野市教育委員会

令和〇〇年 〇月 〇日

確定申告等申告者住所 安曇野市明科〇〇番地〇
〇〇〇有限公司
氏名 代表取締役 〇〇 〇〇
(連絡先) 62-〇〇〇〇



- ※1 冬期間の作業がない水稲又は野菜・果樹等については、冬期間の就労証明が別に必要になります。
※2 農業の場合は、裏面を記載してください。

農業・自営業に係る従事証明書

就労者住所 安曇野市明科〇〇番地〇 氏名 〇〇 〇〇  
( 明科 児童クラブ 児童名 〇〇 〇〇 ・ 6歳)

田畑が自宅から 1km以内か、  
超えているのか記入します。  
複数ある場合はどちらが多い  
かで判断します。

1. 従事場所 (具体的に)・耕作面積

従事場所 自宅周辺 1km以内

耕作面積 (田・畑・果樹園・その他) 500 a

2. 仕事の内容 (具体的に)

稲作、ハウスによる花卉 (カーネーション) 栽培・出荷

具体的に何を作っているのか。  
冬も作れるものか。  
下記「※」を確認してください。

3. 就労状況

1ヶ月 25 日・実働 1 日 8 時間 ( 7 時 ~ 17 時 )

4. 専従者給与

( 有 ・ 無 ) 年 1,000,000 円

確定申告書に記載が  
ある場合に記入して  
ください。

上記のとおり従事している (従事予定である) ことを証明します。

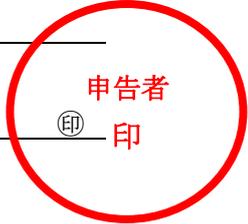
(宛先) 安曇野市教育委員会

令和〇〇年 〇月 〇日

確定申告等申告者住所 安曇野市明科〇〇番地〇

氏名 〇〇 〇〇

(連絡先) 62-0000



※1 冬期間の作業がない水稻又は野菜・果樹等については、冬期間の  
就労証明が別に必要になります。

※2 農業の場合は、裏面を記載してください。

おおよそ  
12月から2月末までの期間

# 農業の作付面積について

生産作物について記載してください。(出荷する作物のみ記載し、自家消費については記載しないでください)

地目	作物	作業時期	作付面積 (B)	作付面積換算 (C)
田	水稲	4月～10月	200 a	200 a
	麦	月～月	a	a
	その他(大豆)	4月～10月	110 a	110 a
	その他(蕎麦)	4月～10月	110 a	110 a
畑			a	a (左記(B) × 5)
			a	a (左記(B) × 5)
			a	a (左記(B) × 5)
			a	a (左記(B) × 5)
果樹	リンゴ	1月～12月	50 a	250 a (左記(B) × 5)
	梨	1月～12月	30 a	150 a (左記(B) × 5)
			a	a (左記(B) × 5)
			a	a (左記(B) × 5)
その他			a	a (左記(B) × 5)
<b>合 計</b>			<b>500 a</b>	<b>820 a</b>

1. 作付面積 (B) の合計面積を「農業・自営業に係る従事証明書」の耕作面積に記載してください。
2. 農作業のない期間については、児童クラブの入所ができませんので、予めご承知おきください。

# 診 断 書

患者氏名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_

病 名 \_\_\_\_\_

治療期間 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 から \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

入院期間 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 から \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

上記の者は、下記の理由により児童を家庭で見守ることが困難であることを証明する。

病 状
-----

この診断書は、安曇野市児童クラブに入所を希望する児童の保護者等が、負傷・疾病等により小学校に通う児童の見守りが家庭でできないことを証明するためのものです。

病状や治療期間等を確認させていただくことにより、児童クラブへの入所が必要な期間を確認させていただきます。

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月

医療機関所在地

医療機関名

担当医師名

電話

児童クラブ入所基準点数表

参考資料

児童クラブ名

児童クラブ

保護者氏名

児童氏名

入所基準		保護者の状況(両親及びその他の同居親族等)		基準点数						小計				
番号	類型	細目	適用	父	母	父方		母方		その他1 (おじ等)	その他2 (おば等)			
						祖父	祖母	祖父	祖母					
①	家庭外労働	終業時間	17時～	平日に休日(特定の曜日)がある場合は、1日につき減点2とする。(休日が不規則で、平日に休みがある場合は除く。)内定者等今後採用される予定の者もこれに準ずる。	8	8	8	8	8	8	8	8		
			～17時		6	6	6	6	6	6	6	6		
			～16時		2	2	2	2	2	2	2	2		
		自営	居宅外		-1	-1	-1	-1	-1	-1	-1	-1	-1	
			居宅内		-3	-3	-3	-3	-3	-3	-3	-3	-3	
		農業	自宅から	1km以上	冬期など、農業を行わない期間がある場合には、その間の就労証明書を出すこと。	-1	-1	-1	-1	-1	-1	-1	-1	
1km未満	-3			-3		-3	-3	-3	-3	-3	-3			
調整	耕地面積等		耕作面積100a以下のもの	-3	-3	-3	-3	-3	-3	-3	-3			
			耕作面積50a以下のもの	-5	-5	-5	-5	-5	-5	-5	-5			
②	疾病・障害等	入院治療		おおむね1ヶ月以上の入院を要するもの	10	10	10	10	10	10	10	10		
		療居	居室	臥床	1ヶ月以上臥床の状態にあるもの	10	10	10	10	10	10	10	10	
			精神等	精神病・感染症等のため長期療養を要するもの	9	9	9	9	9	9	9	9	9	
		障心身	重度心身障害	身障手帳1・2級、療育手帳A・A1・A2	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
			心身障害	身障手帳3級以下、療育手帳B・B1・B2	8	8	8	8	8	8	8	8	8	
通院		週2日から対象→2点 1日につき加点2												
③	病人の看護等	居宅内外の看護・介護	家族・親族の長期居宅療養等看護・介護に当たっている	5	5	5	5	5	5	5	5	5		
		身体障害者の介護	身体障害者の介護・通園・通学等に当たっている	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	
④		職業訓練等	職業訓練校又は各種学校に通学しているもの	5	5	5	5	5	5	5	5	5		
				A	合計									
				B	保護者数									
				C	A/B									
⑤	学年	1年生			8									
		2年生			6									
		3年生			4									
		4年生			2									
⑥	その他	母子家庭	父の死亡・離別・行方不明・拘禁の場合	4										
		父子家庭	母の死亡・離別・行方不明・拘禁の場合	4										
		核家族	祖父母が同じ地区内にいないもの	2										
		単身赴任	父・母が単身赴任の場合	3										
		その他	児童クラブ負担金に未納がある場合		-5									
児童クラブ負担金に前年度分の滞納があった場合			-10											
				D	合計									

※必要に応じて市で確認・記入します。

合計(C+D)

# よくあるご質問

## ～ 概要編 ～

Q：友達が児童クラブを利用しているので子供が児童クラブに行きたいと言っているのですが？

→ 児童クラブは、就労等のため保護者等が家庭にいない児童の保護および健全育成を図るための事業です。よって、友達が行っているから等の理由だけで申し込みは受け付けられません。

Q:受け入れ先はどこになりますか？

→入所する児童クラブは入所決定通知にてお知らせしますが、受け入れ先の詳細(児童館・分室等)は、3月上旬利用説明会にクラブよりお伝えいたします。

Q:友達と一緒にの部屋で受け入れてほしいのですが？

→受け入れ先は、利用形態や受け入れ状況により決定いたしますので、ご希望に添えない可能性があります。

Q：健康状況・集団生活を送る上で心配がありますが、児童クラブに入れるでしょうか？

→ 受入側の児童クラブの状況や、必要に応じて認定こども園等及び小学校側と申し込み児童の安全が確保できるかの確認を行い、ご利用可能であるかを検討します。

なお、通年利用の児童については、一人で学校から児童クラブまで向かう条件になります。こちらから、ファミリーサポート等を利用し児童クラブまで向かうことを条件とさせていただく場合もあります。

Q：年度途中で利用形態の変更はできますか？

→可能ですが、児童クラブによっては空きがない場合がありますので、利用形態の変更希望があった場合でもすぐに対応できない場合があります。

Q：お迎えに、児童の兄(高校生)が行っても良いですか？

→ 不可能です。お迎えは18歳以上の高等学校等を卒業した者とさせていただきます。

Q：現在妊娠中です。出産前後の利用はできますか？

→出産前：産休に入った時点でクラブ退所(長期へ移行)となります。

ただし、入院期間に児童の見守りが不可能であると判断した場合利用できる可能性があります。必ず市にお問合せください。

出産後：利用形態「長期」として、出産日から6か月間ご利用できます。

※「通年」で決定している方も、「長期」へ移行していただきます。

ただし、家庭で児童を見守れるとみなした場合は、退所していただきます。

Q：自宅の敷地内で事業を営んでいます。児童クラブには入れないでしょうか？

→ 自宅の敷地内でも、見守りが困難な場合は申請ができます。ただし、選考の際には勤務先についての点数が、別の方に比べて低くなります。特に申込者が多数の児童クラブにおいては、入所基準点数の高い児童が優先されるので待機となることがあります。

Q：定員を超過する申し込みがあった場合は、どうなるでしょうか？

→ 選考により、基準点数の高い方から入所いただくことになります。

Q：未満児がいます。子ども園・保育園が決まらないため、就労や復職日が定まりません。児童クラブの申請はできませんか？

→未満児の子ども園・保育園が決まるまで仮受付をいたしますので、この期間にお申込みください。

なお、子ども園・保育園が決まったらすぐに市へご連絡ください。

ただし、仮受付期間は 令和7年2月末まで です。子ども園・保育園の決定が2月末以降となる場合は、児童クラブ待機となる可能性があります。

Q：4月1日から働きませんが、年度内には復職予定です。児童クラブの申請はできますか？

→可能です。復職日を明記した就労証明書を就労先の会社に作成依頼してください。

なお、利用開始は復職日からとなります。復職前は児童クラブの利用ができません。

Q：農業を行っています。（もしくは、農園やゴルフ場で働いています。）冬季期間、働いていませんが児童クラブの利用はできますか？

→冬季期間の利用は不可です。冬季期間に就労していない場合は、“休止期間”となり、児童クラブ利用ができません。（負担金も停止します）

冬季期間にアルバイト等を行う場合は別途就労証明書の作成をし、提出をお願いいたします。

冬季期間の就労が証明できた場合は“休止期間なし”で利用ができます。

## ～保護者等編～

Q：夫が単身赴任のため安曇野市に住んでいません。就労証明は必要ですか？

→ 必要です。安曇野市に住所がない方も就労状況確認のためご提出ください。

また、負担金算定のため所得課税扶養証明書を、令和7年1月1日に住民票がある市町村で取り、提出してください。対象の方には、6月ごろに市より改めて提出依頼のご案内をいたします。

※4月～6月分の負担金は仮算定とします。(月額3,000円、長期日額240円)

その後6月ごろに提出いただく所得課税扶養証明書にて本算定を行い、差額が発生した場合は調整いたします。

Q：離婚調停中です。相手の就労証明書は必要ですか？

→家庭裁判所等より離婚調停中の証明がある場合は不要です。離婚調停中であることの証明の写しをご提出ください。

離婚に関する書類が提出できない等の事情がある場合は市へご相談ください。

Q：婚姻関係はありませんが、事実婚の相手があります。就労証明書は必要ですか？

→必要です。「5 申請条件について」3ページの「その他同居人」に該当します。

Q：パートナーがいます。就労証明書は必要ですか？

→必要です。「5 申請条件について」3ページの「その他同居人」に該当します。

Q：申し込み後に再婚しました。相手の就労証明書は必要ですか？

→必要です。ご用意いただきご提出をお願いいたします。

また、変更届の提出も必要になります。

## ～ 証 明 書 編 ～

Q：祖父母が農業をしています。確定申告もしています。確定申告書の写しは祖父と祖母、それぞれに必要ですか？また、従事証明書も必要ですか？

→ それぞれで申告している場合は、それぞれの申告書の写しを提出してください。  
従事証明書は祖父母両方の証明書が必要です。証明者は申告者になります。（祖父が申告し、祖母を専従している場合＝祖父が証明者）

Q：就労証明書下部の「会社証明欄」に押す印鑑がありません。

→ 17ページをご確認ください。押印が難しい場合は市までお問合せください。

Q：現在、求職活動中です。申し込みはできますか？

→可能です。ハローワーク等で求職活動支援機関等利用証明書を作成していただき、仮申請として受け付けます。

その後、就職先が決定したら就労証明書を提出していただき正式な申請受けとなります。

また、求職活動支援機関等利用証明書は1年度につき、1度のみご利用ができます。

ただし、新年度受付と、現年度受付で有効期間が異なります。

新年度受付の場合：令和7年2月末 まで

…必ず、就労先が決まったところでご連絡ください。連絡がない場合は枠が流れます。

現年度受付の場合：求職活動証明書の証明日の 翌日から 60 日間

…児童クラブ利用中に退職し、求職活動される場合は一度「退所」となります。この間の児童クラブ利用はできません。

…「退所」となりますが、60 日間は利用者枠を確保いたしますので、期間内に就職先が決まった場合は、再度ご利用が可能です。

ただし、終業時間が 15 時前の場合は長期へ移動していただきます。

Q：就労証明書を用意するのに、本社までの郵送に時間がかかります。先に申請書だけ提出してもいいでしょうか？

→ 書類が不足する場合は受け付けできませんので、全て揃ってからの受け付けとなります。  
この場合は、必ず子ども家庭支援児童青少年係（71-2078）までご連絡ください。

Q：申し込み後に転職しました。就労証明書は必要ですか？

→必要です。ご提出ください。

Q：ダブルワークをしています。就労証明書は両会社分必要ですか？

→必要です。両社に作成を依頼し、ご提出ください。

## その他の事項について

- 年度途中の入所申し込みについて

年度途中の入所申込については、子ども家庭支援課にご相談ください。既に定員に達している児童クラブについては場合によっては待機もしくは、長期への入所をお願いすることがあります。また、既に就労している方で、夏休み直前に長期への入所申請をされる方が例年多数おられます。当初（9月～10月）の申請で定員に達した児童クラブについては、以降の申請については待機、または他地域の児童クラブへの入所となりますので、ご承知おきください。

- 保護者代表について

児童クラブにより保護者代表のご協力をお願いする場合がございます。活動内容等、詳しくは各クラブへお問合せください。

●提出の前にもう一度確認をお願いします。●

- ★ 「申請書」、「就労証明書」、「農業・自営業に係る従事証明書」等に必要事項は記載されていますか。(必要な押印はありますか。)
- ★ 封筒の表面に記名をして関係書類を封筒に入れ確認チェックをしてください。訂正をお願いする場合がありますので、申請書者の押印と同じ印鑑をお持ちください。

児童クラブに関するお問い合わせ先

安曇野市教育委員会教育部子ども家庭支援課児童青少年係

〒399-8281 安曇野市豊科 6000 番地

TEL : (0263) -71-2078 FAX : (0263) -72-2065